

みなべ町公共施設等総合管理計画

2017（平成29）年3月策定

2022（令和4）年3月改訂

和歌山県みなべ町

内容

I 公共施設等総合管理計画について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間と対象施設	5
II 本町の概要、人口、財政状況	7
1. 本町の概要	7
2. 人口の状況	8
3. 本町の財政状況	10
III 公共施設等の現況	15
1. 公共建築物の現況	15
2. インフラ施設の現況	18
IV 公共施設等の更新費用	22
1. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）	22
V 公共施設等の管理に関する基本的な方針	25
1. 現状や課題に関する基本認識	25
2. 公共施設の管理に関する基本的な方針	25
3. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し	27
4. 財源の考え方	31
5. ユニバーサルデザイン化に係る方針	33
6. その他の公共施設等に係る取組	33
VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
1. 公共建築物の基本的な方針	35
2. インフラ施設の基本的な方針	36
VII 今後の推進に関する基本方針	38
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	38
2. P D C A サイクルの推進方針	39

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

I 公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の背景と目的

我が国における公共施設等は、その多くが都市化の進展や経済成長とともに一定の期間で集中的に整備されてきました。そのため、これらの公共施設等は老朽化が進み、近い将来一斉に更新の時期を迎え、更新に係るコストは膨大な財政負担となることが見込まれています。

このような状況のもと、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとし、2013（平成 25）年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。この計画で地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新などを着実に推進し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするための行動計画の策定を求めることとなりました。

さらに 2016（平成 28）年には行動計画の策定を具体化する取り組みとして、総務省が全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。このなかで地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共建築物、道路・トンネル・橋梁・上下水道などのインフラ施設といった公共施設等を対象として、10 年以上の計画期間を設け、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を策定し、さらに 2021（令和 3）年度に見直し策定をすることにしました。

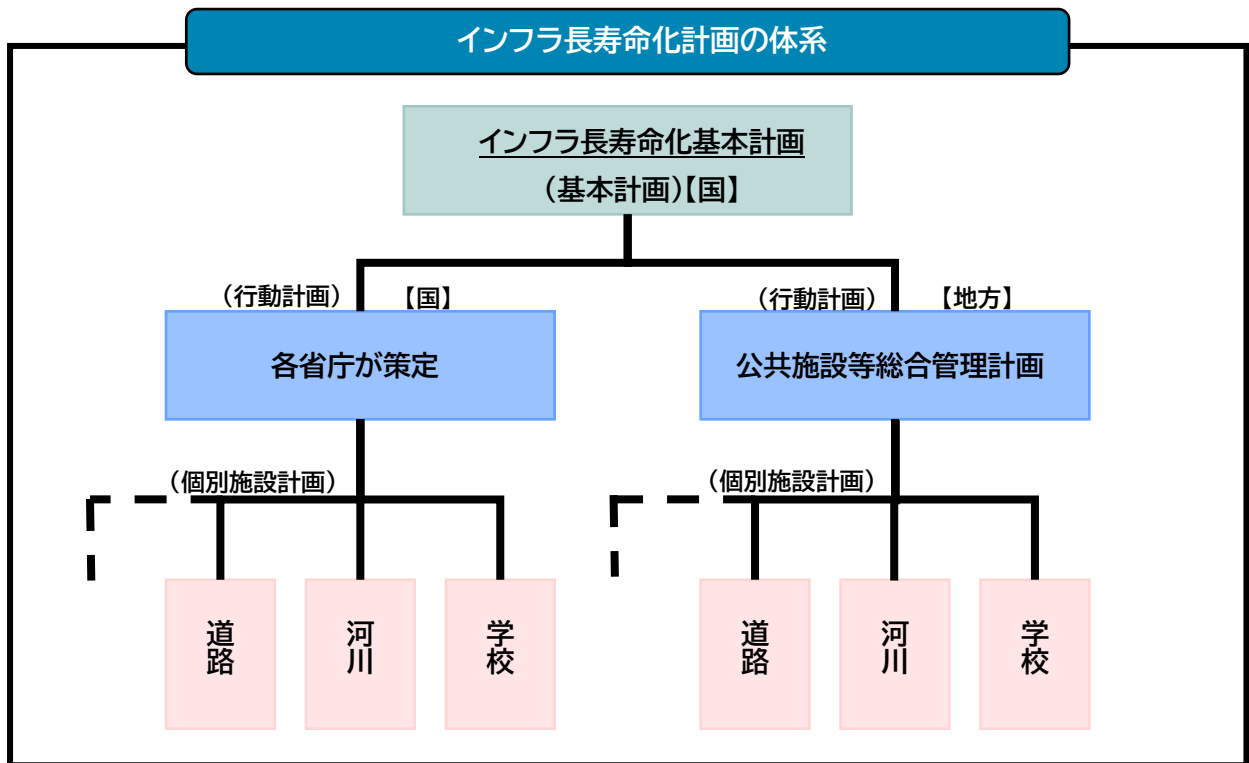
本町は、2004（平成 16）年に南部町と南部川村の合併により誕生し、2007（平成 19）年には「みなべ町長期総合計画」を策定し、町内各地の発展や一体感の醸成などを図りつつ、自然の豊かさを生かしながら個性的なまちづくりを行ってきました。

財政面においては、高齢化社会への移行に伴う社会保障関係費の増加、人口減少に伴う歳入の減少、これから一斉に更新時期を迎える公共施設等に関する更新費の集中が見込まれることから、公共施設等への財政負担の軽減や平準化を図ることが急務となっています。

また、人口構造の変化等による町民ニーズの変化や地域事情の変化に伴う町全体としての公共施設等の需給バランスや配置などについても課題となっており、今後も安全で持続的な住民サービスを確保・提供していくためには公共施設等を取り巻く環境の変化に対応しながら、効果的・効率的な公共施設等の整備及び管理運営を実現していくことが必要となっています。

以上のことから、本町における公共施設等の全体像を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題などを客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目指すことを目的として本計画を策定しています。

(図表 1 - 1 「インフラ長寿命化基本計画」との関係)

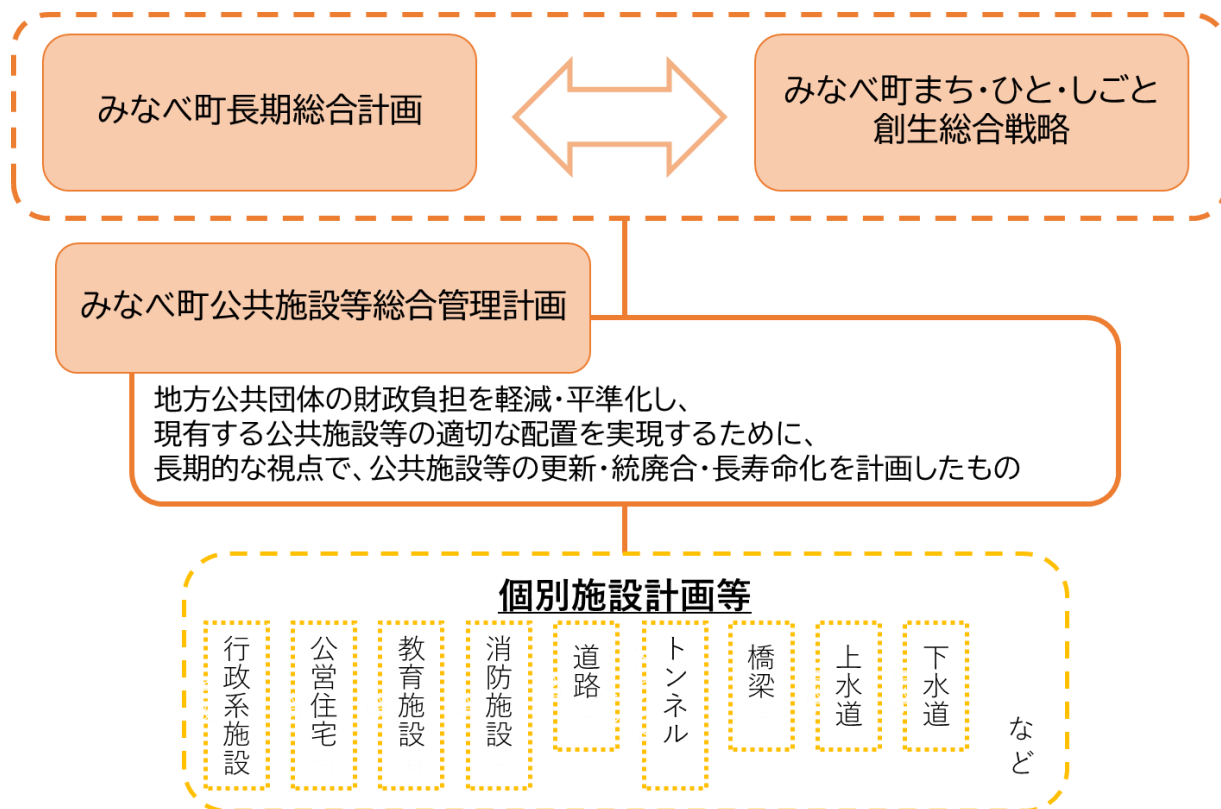


(総務省「『公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針』の概要」より)

(1) 計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「みなべ町長期総合計画」を下支えする計画であり、他の計画等との整合性を図るとともに、各政策分野における公共施設等への取り組みについて、横断的に、総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方向性を示すものです。

(図表1-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ)



(2) 改訂のポイント

本町では、2017（平成29）年3月には、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と「少子高齢・人口減少社会の到来」に見合った公共施設等のあり方を示した「公共施設等総合管理計画（初版）」を公表しました。

本計画は、P.6の対象施設の一覧にあるとおり、公共建築物とインフラ施設について記載しています。今回の改訂の趣旨は、公共建築物及びインフラ施設に関する個別施設計画や経営戦略等の内容の反映と、2018（平成30）年に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で求められる項目の追加を行います。

（図表1-3 改訂のポイント）

公共施設等総合管理計画（初版）の主な内容

- 現状や課題に対する基本認識の明確化と対応の方針
- 行政が維持する施設の優先順位づけと、維持の基本的な考え方
- 単純更新した場合の費用の試算
- 目標達成のための今後の管理方針 等



公共施設等総合管理計画（改訂）の主な追加内容

- 個別施設計画、経営戦略等の内容を踏まえた対象施設及び基本方針の見直し
- 過去に行った対策の実績
- 施設保有量の推移
- 有形固定資産減価償却率の推移
- 現在要している維持管理経費
- 長寿命化対策を反映した場合の見込み（基本的な方針を踏まえて更新した場合の試算）
- 対策の効果額
- ユニバーサルデザイン化に係る方針 等

(2) 計画の対象施設

本計画の対象となる公共施設等（公共建築物+インフラ施設）は以下のとおりです。

公共建築物は13の施設分類に、インフラ施設は道路・トンネル・橋梁・上水道・下水道の5の施設分類に区分し、各施設分類での施設管理方針を検討します。

(図表1-5 本計画の対象施設)

No.	施設分類	主な内容
1	公共建築物（ハコモノ施設）	
1-1	行政系施設	町役場庁舎、備蓄倉庫
1-2	子育て支援施設	保育所、学童保育所
1-3	保健・福祉施設	保健福祉センター、デイ・サービスセンター
1-4	医療施設	診療所
1-5	産業系施設	うめ振興館、紀州備長炭振興館
1-6	スポーツ・レクリエーション系施設	国民宿舎、温泉休養施設
1-7	公園	公衆便所
1-8	公営住宅	町営住宅
1-9	学校教育系施設	小・中学校、給食センター
1-10	町民文化系施設	公民館、生涯学習センター
1-11	社会教育系施設	図書館
1-12	その他	休憩所、火葬場、ごみ焼却場
1-13	消防倉庫	
2	インフラ施設	
2-1	道路	
2-2	トンネル	
2-3	橋梁	
2-4	上水道	供給処理施設、水道管
2-5	下水道	供給処理施設、下水道管

II 本町の概要、人口、財政状況

1. 本町の概要

1889（明治22）年の市町村制実施後、南部村（後、南部町）、岩代村、上南部村、高城村、清川村が誕生し、1954（昭和29）年には「昭和の大合併」によって、南部町が岩代村と合併し新制・南部町となり、上南部村、高城村、清川村が合併して南部川村となりました。そして、2004（平成16）年10月、南部町と南部川村が合併して、現在の「みなべ町」が誕生しました。

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置します。太平洋の黒潮暖流の影響で気候は温暖で、総面積は120.28平方キロメートルであり、その約7割を林野面積が占めるとともに、農地の割合が比較的高く2割程度を占めています。

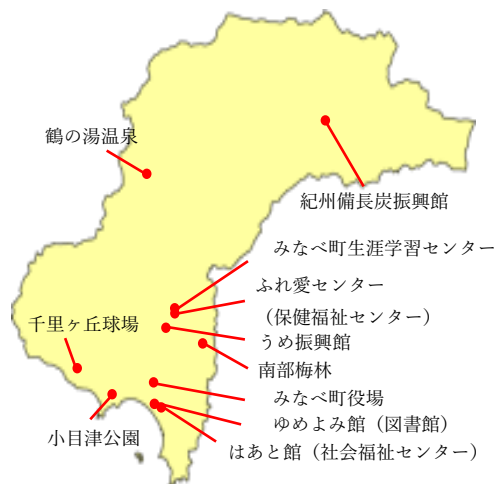
東西に流れる南部川流域には丘陵地が広がり、低地あり、山間地域ありとバラエティに富んだ地勢で、丘陵地には日本一のブランドを誇る「南高梅」の梅林が広がっています。梅加工業も発展を見せており、町内で梅干し

や梅酒をはじめ様々な形の関連商品の製造・販売が展開されています。山間部は森林、渓谷等の自然資源に恵まれており、「鶴の湯温泉」ではその自然を楽しむことができます。また、炭の最高級品で

ある「紀州備長炭」の生産が盛んで、備長炭の里としても有名です。南北には紀伊水道を臨む海岸線が伸び、海岸部は風光明媚な景観を誇り、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名です。

太平洋に面する海岸部、紀伊山脈に連なる山間部で構成された町内の交通網には、南北に走る国道42号、東西に走る国道424号、JR紀勢本線（岩代駅・南部駅）があります。

2015（平成27）年の紀の国わかやま国体で利用された施設を再利用した、旧清川中学校体育館内にある「梅の里ボルダリングウォール」は、地域のスポーツ・レクリエーション系施設として愛されており、スポーツを通じた地域活性化を担う施設として期待されています。

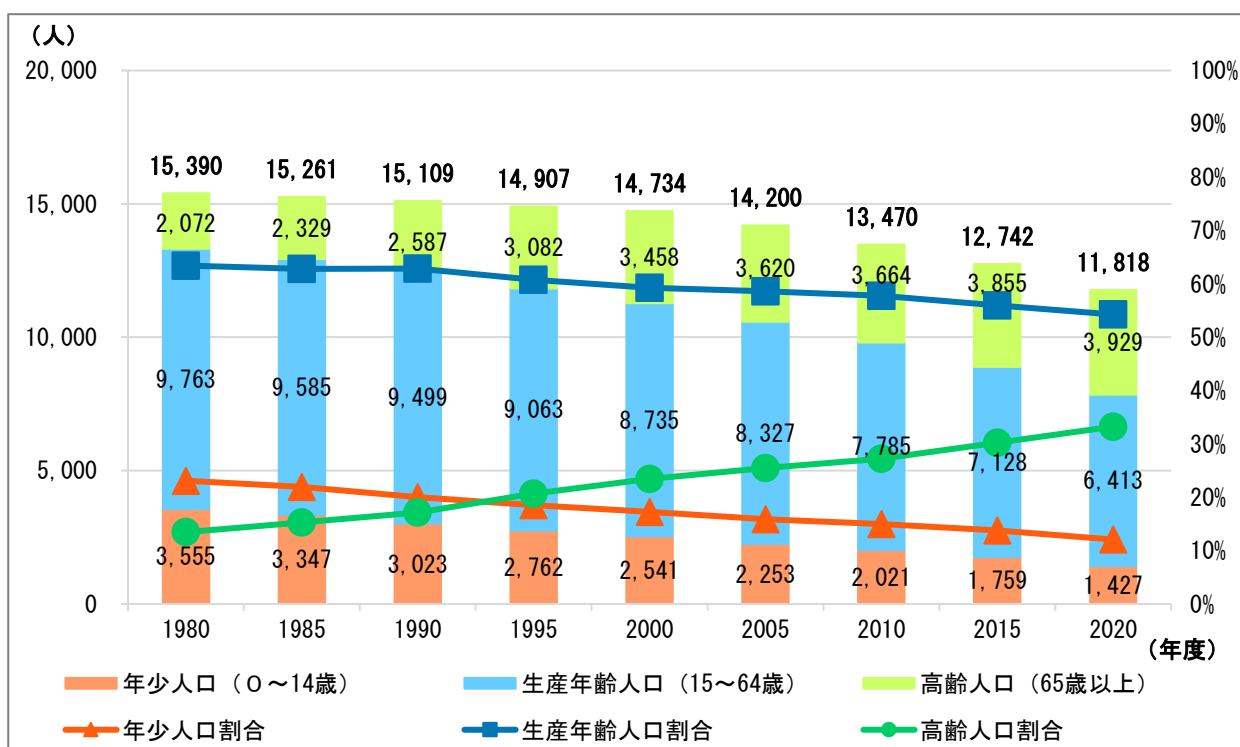


2. 人口の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は全体的に減少傾向にあり、特に、1980（昭和 55）年から 2020（令和 2）年にかけて 3,572 人減少と 5 年間で 23.2%減少しています。直近 40 年間の人口推移を年齢層の構成比で見ると、生産年齢人口比は、1980（昭和 55）年の 63.4%から 2020（令和 2）年の 54.3%へ 9.1 ポイント低下、年少人口比は、23.1%から 12.1%へ 11.0 ポイント低下する一方で、高齢人口比は、13.5%から 33.2%へ 19.7 ポイント上昇となっています。全体的な人口減少傾向および少子高齢化は今後も進行していくことが予想されます。

(図表 2 - 1 人口の推移)



年度	人口（人）				構成比率（％）		
	総数	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
1980	15,390	3,555	9,763	2,072	23.1%	63.4%	13.5%
1985	15,261	3,347	9,585	2,329	21.9%	62.8%	15.3%
1990	15,109	3,023	9,499	2,587	20.0%	62.9%	17.1%
1995	14,907	2,762	9,063	3,082	18.5%	60.8%	20.7%
2000	14,734	2,541	8,735	3,458	17.2%	59.3%	23.5%
2005	14,200	2,253	8,327	3,620	15.9%	58.6%	25.5%
2010	13,470	2,021	7,785	3,664	15.0%	57.8%	27.2%
2015	12,742	1,759	7,128	3,855	13.8%	55.9%	30.3%
2020	11,818	1,427	6,413	3,929	12.1%	54.3%	33.2%

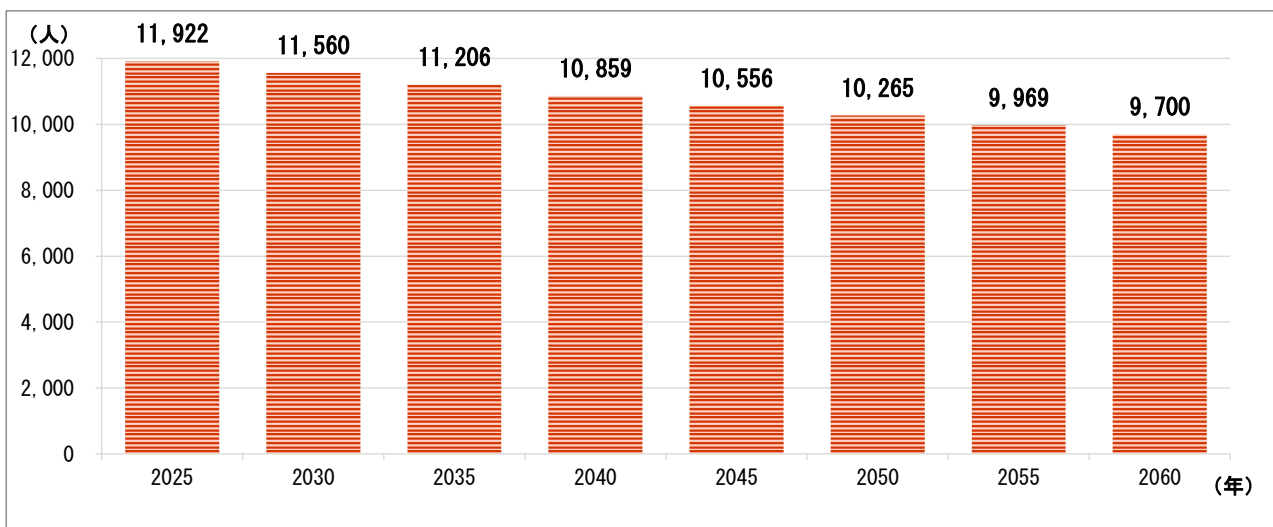
※総数には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない場合があります。

（資料：国勢調査）

（２）将来人口の展望

「みなべ町人口ビジョン（令和２年改訂版）」における人口の将来展望では、様々な施策と人口対策効果により、人口減少を緩やかにすることを目標としています。この目標による推計では、2060（令和42）年の目標人口を9,700人としています。

（図表２－２ 将来人口の展望）



（資料：みなべ町人口ビジョン（令和２年改訂版）P.43）

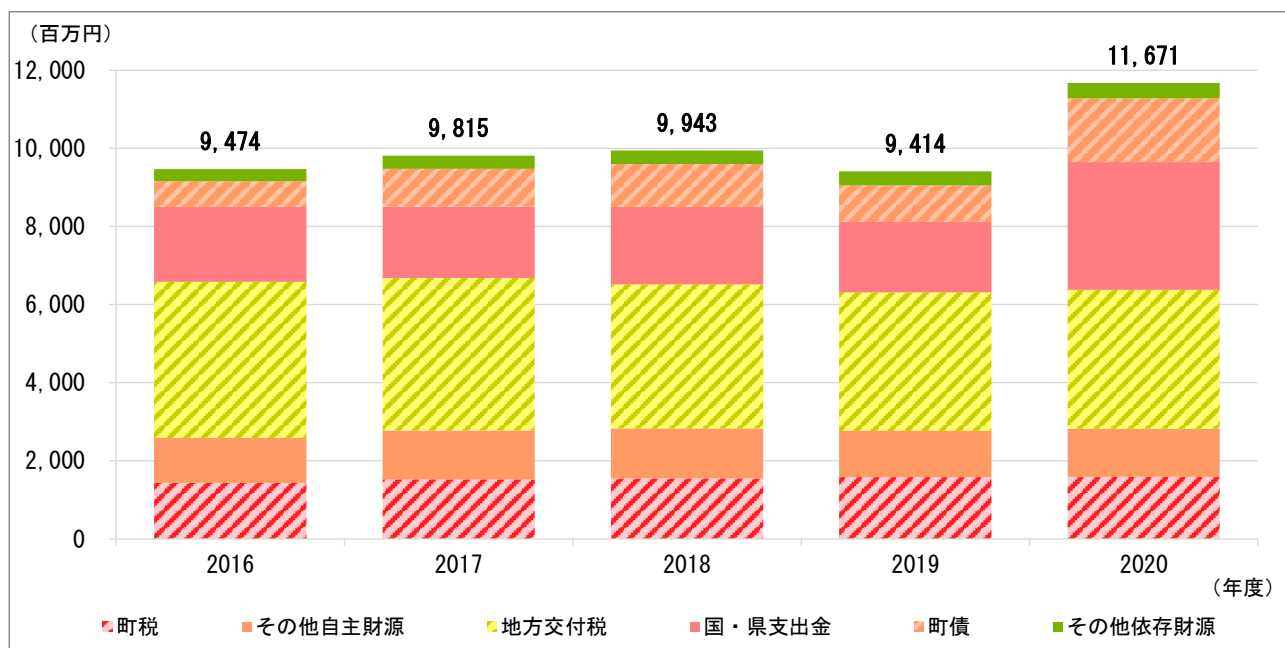
人口減少傾向と少子高齢化の状況を踏まえると、現在の本町での施設保有量は将来的には利用需要に対して供給過多となると見込みであるため、公共施設等が適正規模にあるかを検討する必要があります。

3. 本町の財政状況

(1) 歳入決算額の推移（性質別・普通会計決算）

本町の歳入総額は90億円から100億円程度の規模で推移しています。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス対策関連の国庫支出金等があったために歳入総額はさらに増加し、117億円になりました。

（図表2-3 歳入決算額の推移）



(単位：百万円)

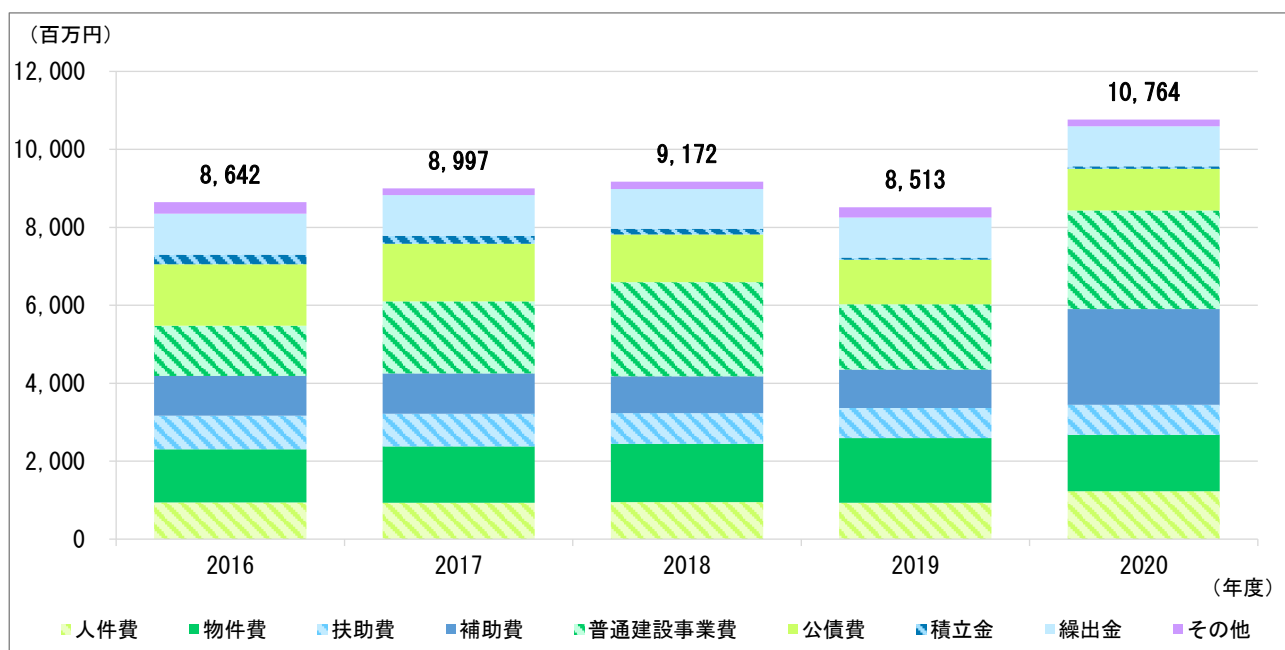
	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度
町税	1,440	1,523	1,548	1,586	1,593
その他自主財源	1,143	1,247	1,278	1,176	1,225
地方交付税	3,998	3,911	3,695	3,552	3,559
国・県支出金	1,924	1,832	1,979	1,805	3,277
町債	657	968	1,099	935	1,628
その他依存財源	311	334	344	360	390
歳入合計	9,473	9,815	9,943	9,414	11,671

(資料：財政状況資料集)

(2) 歳出決算額の推移（性質別・普通会計決算）

歳出決算額は、85 億円から 92 億円を推移しています。人件費は減少しつつありますが、業務の電算化や人口の高齢化等の影響で、物件費や扶助費（社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための経費）は増加傾向にあります。2020 年度は新型コロナウイルス対策関連の特別定額給付金事業の実施により補助費等が増加し、歳出総額は 108 億円になりました。

(図表 2 - 4 歳出決算額の推移)



(単位: 百万円)

	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度
人件費	938	937	947	936	1,231
物件費	1,366	1,441	1,496	1,655	1,441
扶助費	860	842	789	772	778
補助費	1,019	1,034	946	985	2,448
普通建設事業費	1,291	1,842	2,416	1,679	2,536
公債費	1,580	1,479	1,220	1,141	1,065
積立金	241	210	151	56	64
繰出金	1,052	1,040	1,017	1,030	1,031
その他	295	172	190	259	170
歳出合計	8,642	8,997	9,172	8,513	10,764

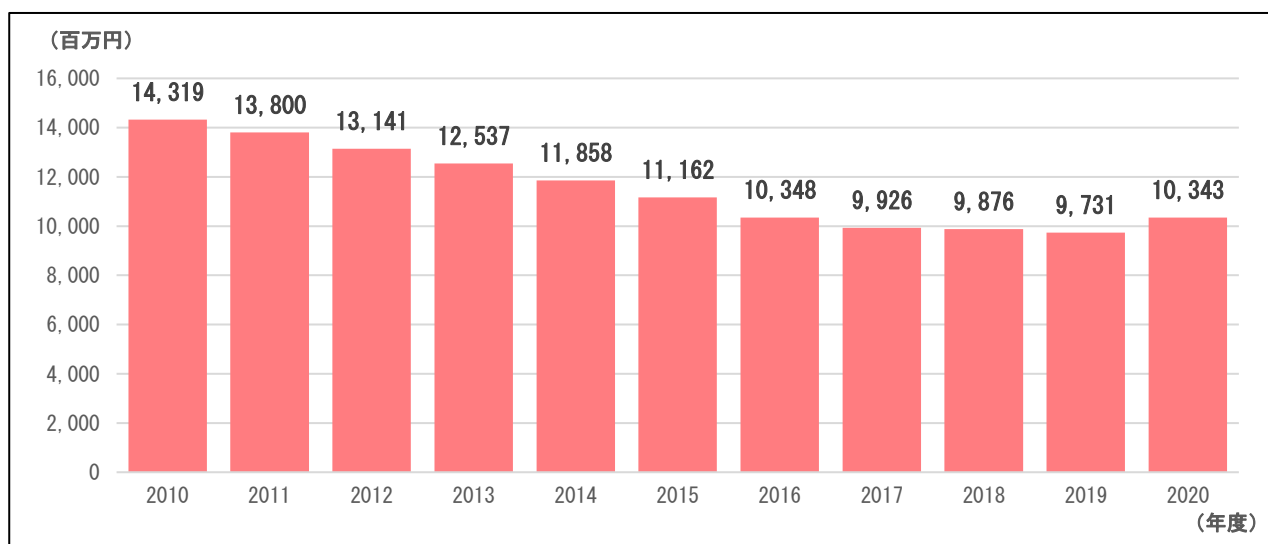
(資料: 財政状況資料集)

(3) 町債残高の推移

町債は、住民の生活基盤の整備のための重要な財源です。本町の町債の2020（令和2）年度の残高は約103億円であり、「みなべ町行政財政改革大綱」（2004年10月）や「みなべ町行政改革第2次実施計画」（2012年度～2016年度）、「第2次みなべ町長期総合計画（2017年3月）」に沿った様々な取り組みにより、2010年度と比べて27.8%減少しています。

町債の発行にあたっては、将来の財政に過度な負担とならないよう、必要最低限にとどめ、公債費負担の適正化に努めています。

(図表2-5 町債残高の推移)



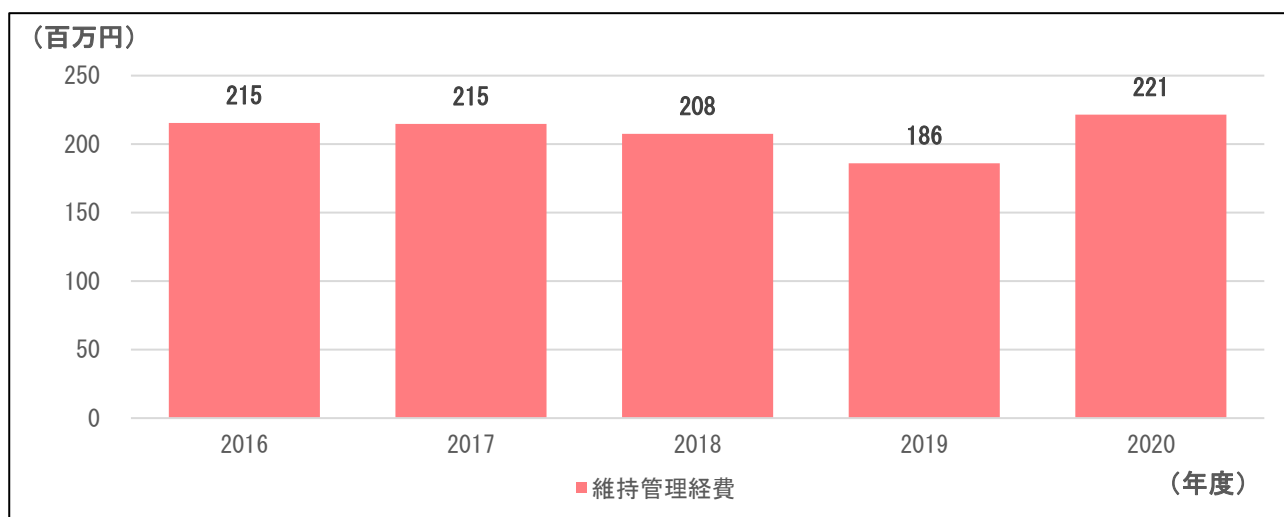
(資料：財政状況資料集)

(4) 維持管理経費の推移

維持管理経費とは施設の修繕・保守点検等に要した経費等を指し、下図の推移は一般会計の維持補修費、水道事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計の動力費・修繕費・材料費・薬品費・委託料のうち施設の維持管理に関連する費用を合計して算出しています。

維持管理経費の5年平均は209百万円となっており、そのうち維持補修費及び修繕費（施設の効用を保全するために実施する補修に要する経費）の5年平均は60百万円となりました。今後、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な維持管理経費は増大していくと思われませんが、拠出可能な予算には限りがあるため、計画的な修繕が必要となります。

(図表2-6 維持管理経費の推移)



(単位：百万円)

年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度
一般会計	31	37	38	37	49
水道事業	25	30	23	20	66
うち修繕費	9	9	5	4	13
簡易水道事業	27	25	29	224	-
うち修繕費	5	4	8	7	-
公共下水道事業	55	66	81	83	82
うち修繕費	3	5	8	4	6
農業集落排水事業	77	58	36	22	24
うち修繕費	10	5	2	1	4
維持管理経費 合計	215	215	208	186	221

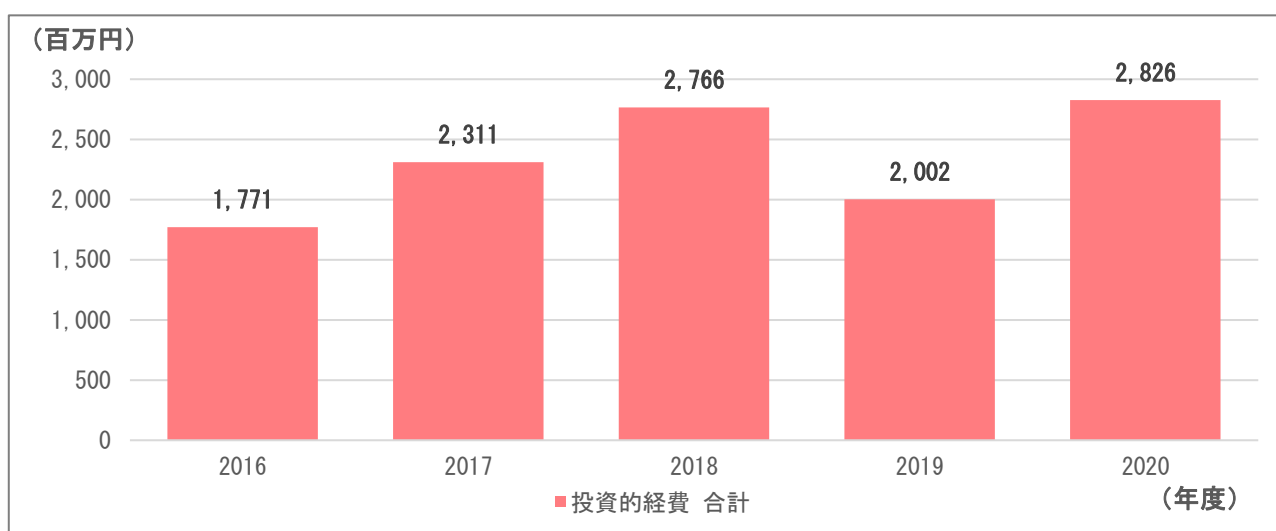
(資料：歳入歳出決算書)

(5) 投資的経費の推移

投資的経費とは、社会資本の整備に要する経費であり、支出の効果が長期に渡ります。下図の推移は、一般会計の普通建設事業費、水道事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計の建設改良費を合計して算出しています。

投資的経費の5年平均は2,335百万円となっており、前述の維持管理経費と同様に、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な投資的経費は増大していくと思われるため、計画的な建替等の実施を検討する必要があります。

(図表2-7 投資的経費の推移)



(単位：百万円)

年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度
一般会計	1,291	1,842	2,416	1,679	2,536
水道事業	78	141	62	133	137
簡易水道事業	159	151	130	56	-
公共下水道事業	241	176	158	135	143
農業集落排水事業	2	-	-	-	10
普通建設事業費 合計	1,771	2,311	2,766	2,002	2,826

(資料：決算統計)

III 公共施設等の現況

1. 公共建築物の現況

(1) 2020（令和2）年度末における施設類型別延床面積

これまでに、本町では人口増加や行政需要に対応して、学校、庁舎、町営住宅などの公共建築物や道路、トンネル、橋梁、上下水道などのインフラ施設を建設し、住民の生活基盤、地域コミュニティの拠点等として大きな役割を果たしてきました。

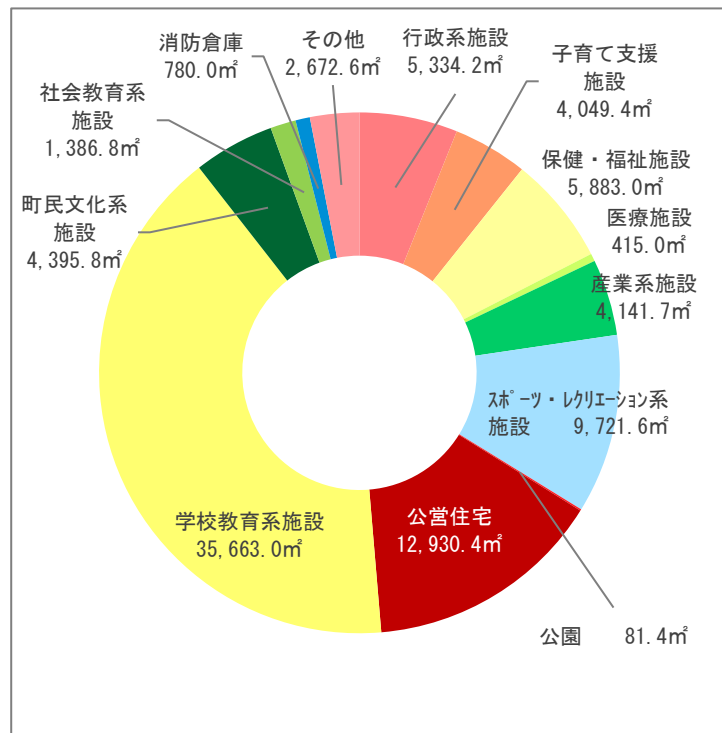
このうち、本計画が対象とする公共建築物の施設数は240施設、総延床面積は87,454.9㎡となります。

このまま同量の公共建築物を保有し続けた場合、公共建築物の維持に係る住民の負担も大きくなっていくことが予想され、施設総量の適量化が必要になると考えられます。

施設類型別にみると、総延床面積が最も多いのは学校教育系施設で、64施設で35,663.0㎡を占めています。

(図表3-1 対象公共施設の概要)

施設大分類	施設数	総延床面積 (㎡)
行政系施設	6	5,334.2
子育て支援施設	9	4,049.4
保健・福祉施設	8	5,883.0
医療施設	2	415.0
産業系施設	8	4,141.7
スポーツ・レクリエーション系施設	10	9,721.6
公園	2	81.4
公営住宅	93	12,930.4
学校教育系施設	64	35,663.0
町民文化系施設	5	4,395.8
社会教育系施設	2	1,386.8
その他	10	2,672.6
消防倉庫	21	780.0
合計	240	87,454.9



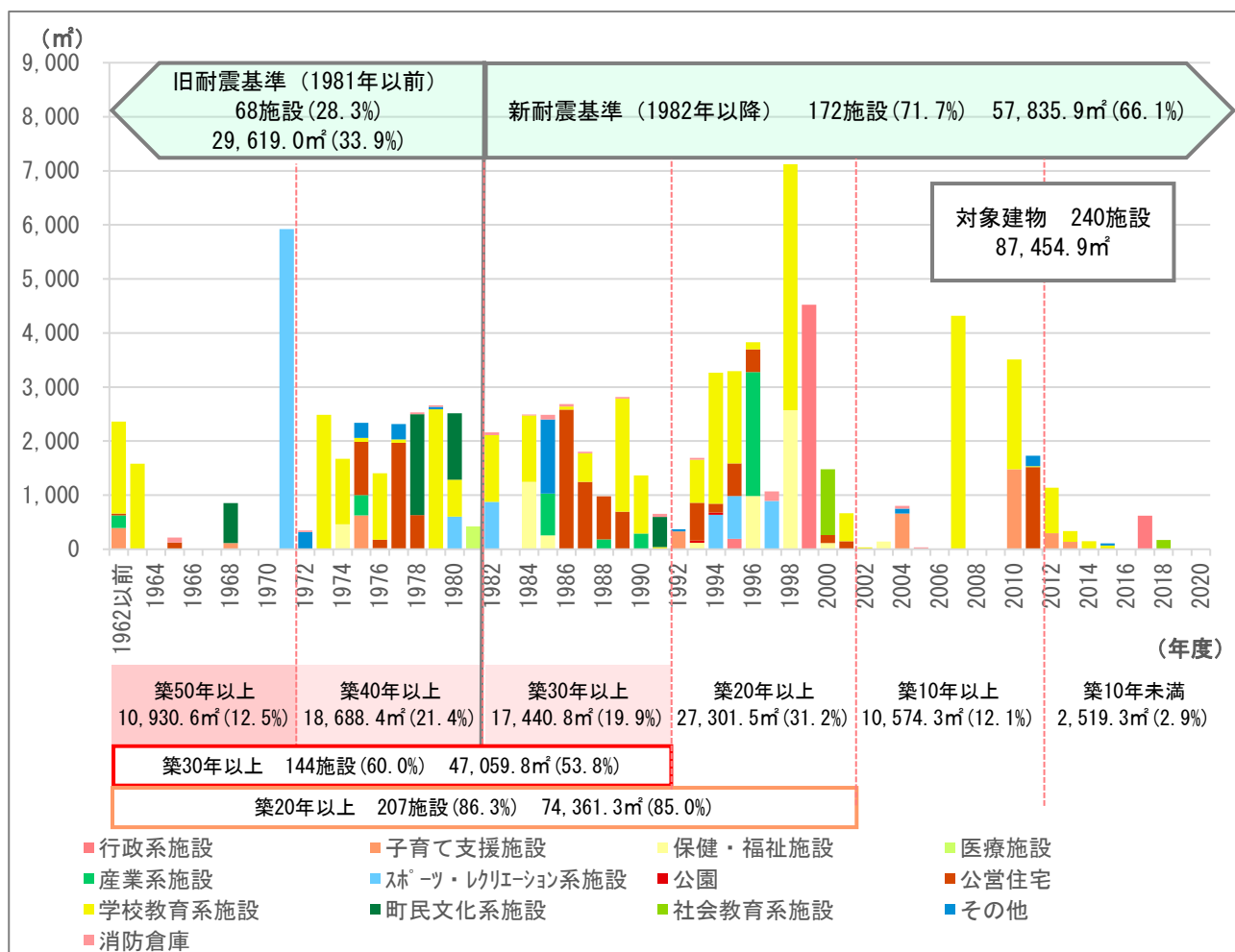
(2021（令和3）年3月31日現在)

(2) 公共建築物の築年度別整備状況

築年別整備状況を見ると、1998（平成10）年度に整備された施設の延床面積が最も大きくなっています。これは保健福祉センターと上南部小学校の整備によるものです。

築年数で見ると、築30年を経過している施設量は144施設（60.0%）で総延床面積は47,059.8㎡（53.8%）となっており、築20年を経過している施設量は207施設（86.3%）で総延床面積は74,361.3㎡（85.0%）となっています。

(図表3-2 公共建築物の築年度別整備量)



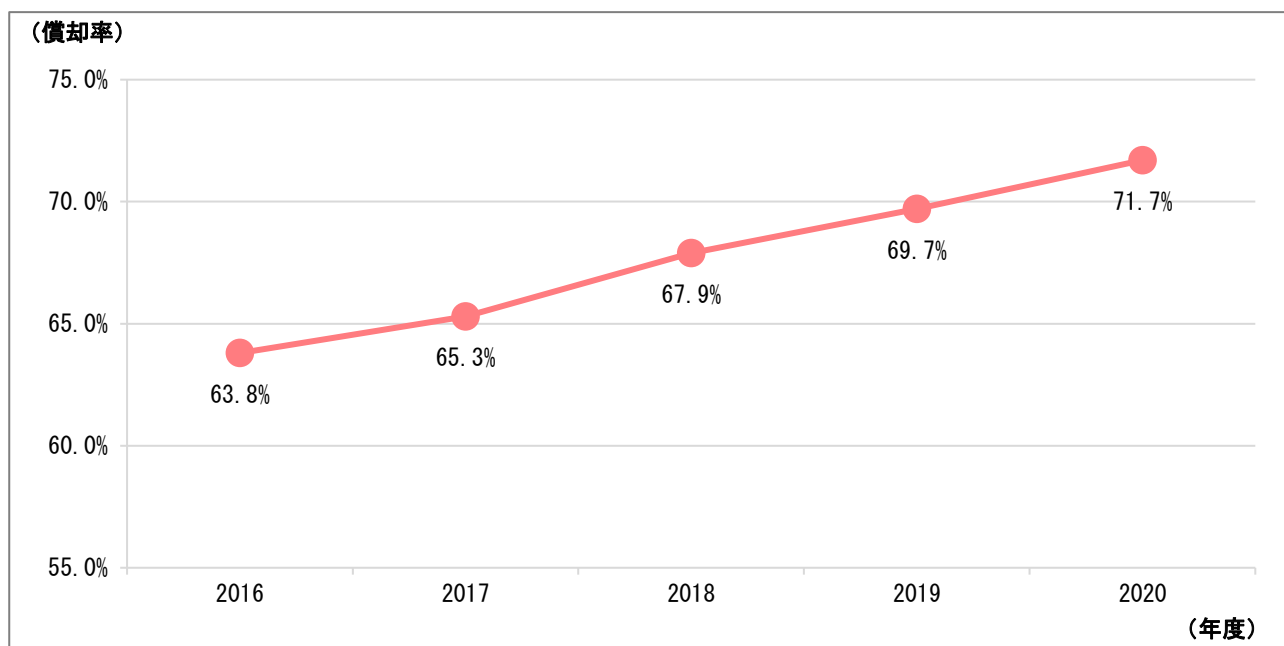
(2021 (令和3) 年3月31日現在)

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する施設の経年程度を評価する際に参考となる指標として、地方公会計の有形固定資産減価償却率があります。この有形固定資産減価償却率は、公共建築物の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い指数は上昇します。

本町の有形固定資産減価償却率は下図の通り近年上昇傾向にあり、本計画に基づいた公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みを、進めていく必要があります。

(図表3-3 有形固定資産減価償却率の推移)



(資料：財政状況資料集)

2. インフラ施設の現況

本町の道路網は、阪和自動車道、国道42号及び国道424号と県道8路線を軸として、町道、農林道からなっており、町道の総延長は約320kmとなっています。また、トンネルは町内に8本ありますが、うち1本が閉鎖されているため、供用中のトンネルは7本です。

橋梁は総延長21,127.28mであり、1990年代からはより強い荷重に抵抗できるPC橋の建設が中心となっています。

本町には、水道法で定める水道事業として、上水道1か所と簡易水道4か所が整備されておりましたが、水運用の効率化、維持管理体制の強化を目的として2020（令和2）年に簡易水道事業を水道事業に経営統合しました。

下水道は、公共下水道と農業集落排水からなります。特に公共下水道は、未普及地区への接続を進めるため、継続的に工事を行っています。

（1）道路

分類	実延長（m）	道路部面積（㎡）
1級町道	34,847	221,926
2級町道	20,570	122,210
その他の町道	257,789	1,126,210
林道	7,197	-
合計	320,403	1,470,345

（資料：道路現況調査（2021（令和3）年3月作成））

（2）トンネル

トンネル名	路線名	建設年（年）	延長（m）	施工法
柿の木隧道	町道受領線	1980	180.4	矢板工法
高城隧道	町道高野沼川線（2020年4月に閉鎖）	1972	146.3	矢板工法
西又トンネル	町道西又線	2000	265.0	NATM
笹尾トンネル	町道笹尾受領線	1992	135.0	NATM
広野トンネル	町道黒潮フルーツライン西岩代摂川線	2008	256.0	NATM
小倉谷トンネル	町道小倉谷受領線	2010	296.0	NATM
黒岩トンネル	町道奥谷ビシャコ線	1993	129.0	NATM
高城トンネル	町道高野沼川線	2018	226.0	NATM

（資料：みなべ町トンネル個別施設計画（2020年（令和2）年12月作成））

※1 矢板工法…支保構造部材として矢板類を併用した鋼アーチ支保工を用いる1980年代までは一般的だった建設工法。

※2 NATM…吹付コンクリート、ロックボルト及び鋼アーチ支保工を用いる建設工法。

(3) 橋梁

(単位：m)

年度(年)	PC橋	RC橋	鋼橋	合計	年度(年)	PC橋	RC橋	鋼橋	合計
~1950	-	295.18	-	295.18	1988	74.40	90.60	67.25	232.25
1954	-	37.8	-	37.8	1989	-	185.29	-	185.29
1956	-	31.65	-	31.65	1990	-	228.69	338.94	567.63
1959	-	48.15	-	48.15	1991	-	8.32	-	8.32
1960	-	25.06	-	25.06	1993	87.50	-	-	87.50
1961	-	24.68	-	24.68	1994	71.93	-	350.00	421.93
1962	-	127.88	-	127.88	1995	-	-	399.20	399.20
1963	-	56.54	-	56.54	1996	180.11	72.89	240.96	493.96
1964	-	397.19	-	397.19	1997	67.57	246.27	-	313.84
1967	-	73.07	-	73.07	1998	284.43	64.01	-	348.44
1968	-	29.22	-	29.22	1999	556.14	-	-	556.14
1969	-	-	216.5	216.5	2000	472.10	-	-	472.10
1970	-	155.8	-	155.8	2001	479.20	-	127.98	607.18
1972	-	228.71	64.44	293.15	2002	203.78	-	-	203.78
1973	924.67	61.46	-	986.13	2003	1213.47	-	-	1213.47
1974	-	123.15	-	123.15	2004	-	-	62.75	62.75
1975	-	191.88	200.64	392.52	2005	80.25	-	-	80.25
1976	-	-	40.13	40.13	2006	186.99	-	-	186.99
1978	-	65.12	-	65.12	2007	301.95	-	-	301.95
1979	-	17.4	-	17.4	2008	293.48	-	480.00	773.48
1980	335.44	38.08	188.07	561.59	2009	640.07	-	-	640.07
1981	-	-	112.5	112.5	2010	2305.16	-	-	2305.16
1982	-	111.13	30.15	141.28	2011	1006.59	-	-	1006.59
1983	90.94	-	41.13	132.07	2012	-	100.15	-	100.15
1984	135.98	91.45	--	227.43	2017	142.32	-	-	142.32
1985	90.35	-	-	90.35	不明	321.88	3646.56	562.56	4531.00
1986	-	-	179.00	179.00					
総計						10,546.70	6,873.38	3,707.20	21,127.28

(資料：橋梁基礎数値台帳(2021(令和3)年3月作成))

(4) 上水道

施設大分類	施設数	建物総床面積 (単位: m ²)
上水道供給処理施設 (浄水場、ポンプ場など)	33	1,563.77

管種	管径	管延長	管種	管径	管延長	管種	管径	管延長
導水管	50mm	1,339.47m	送水管	50mm	868.37m	配水管	50mm 以下	54,194.11m
	75mm	757.87m		75mm	4426.15m		75mm	47,599.90m
	100mm	1,508.20m		100mm	1577.88m		100mm	46,690.91m
	150mm	83.16m		150mm	1437.65m		150mm	38,940.37m
	200mm	1,145.16m		200mm	2988.51m		200mm	9,871.33m
	250mm	210.19m		250mm	2167.46m		250mm	5,903.93m
	-	-		-	-		300mm	1,704.09m
	-	-		-	-		350mm	1,318.70m
	小計	5,043.05m		小計	13,465.02m		小計	206,223.34m
上水道管 合計								224,731.41m

(資料: 管種・口径別配水管集計表 (2021 (令和3) 年3月作成))

(5) 下水道

施設大分類	施設数	建物総床面積 (単位: m ²)
下水道供給処理施設 (浄化センター、処理場など)	8	4,062.69

(単位: m)

年度	公共下水道事業			農業集落排水事業
	コンクリート管	塩ビ管	その他	
~1993	-	-	-	-
1994	-	-	-	2,066.83
1995	-	-	-	3,417.68
1996	-	-	-	172.74
1997	-	-	-	2,177.57
1998	676.14	3,023.32	435.55	2,401.40
1999	268.20	1,250.53	-	-
2000	140.45	3,775.25	20.30	-
2001	219.93	5,991.46	219.09	-
2002	298.18	4,413.09	-	-
2003	-	2,567.72	29.88	-
2004	-	3,134.60	-	-
2005	-	5,606.60	16.65	-
2006	-	3,797.36	-	-
2007	-	4,105.15	18.70	-
2008	-	1,545.61	-	-
2009	-	2,189.60	25.20	-
2010	120.10	3,226.70	-	-
2011	90.70	2,283.60	-	-
2012	224.80	2,370.45	16.70	-
2013	-	1,939.39	28.34	-
2014	-	888.90	637.40	-
2015	-	2,343.40	2,233.70	-
2016	-	1,145.60	781.90	-
2017	-	1,534.90	234.00	-
2018	-	554.00	8.00	-
2019	-	1,081.50	-	-
2020	-	1,291.20	-	-
不明	-	-	-	53,122.70
合計	2,038.50	60,059.93	4,705.41	63,358.92

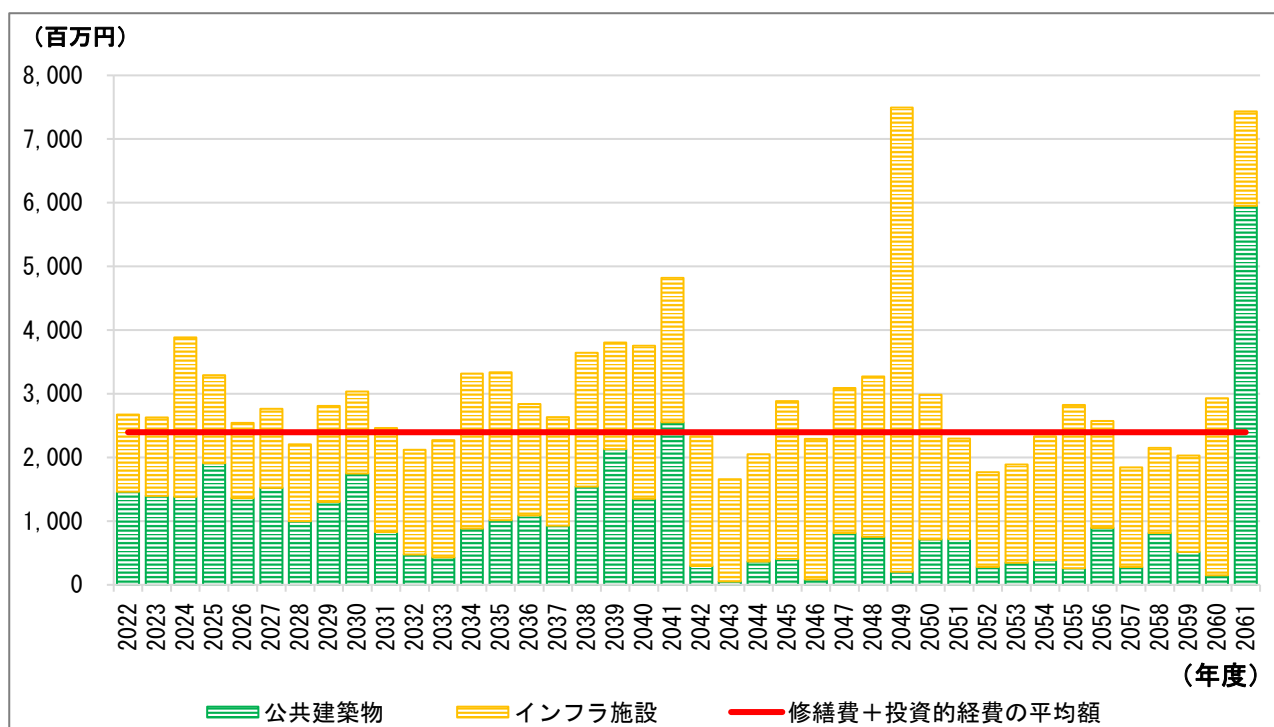
(資料: 農業集落排水各地区管路延長・公共下水道事業管路延長 (いずれも 2021 (令和3) 年 3 月作成))

IV 公共施設等の更新費用

1. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）

計画対象の公共建築物及びインフラ施設を同種・同規模で単純更新する場合の経費の見込みを試算しました。

（図表4-1 公共施設等（公共建築物+インフラ施設）の単純更新費用）



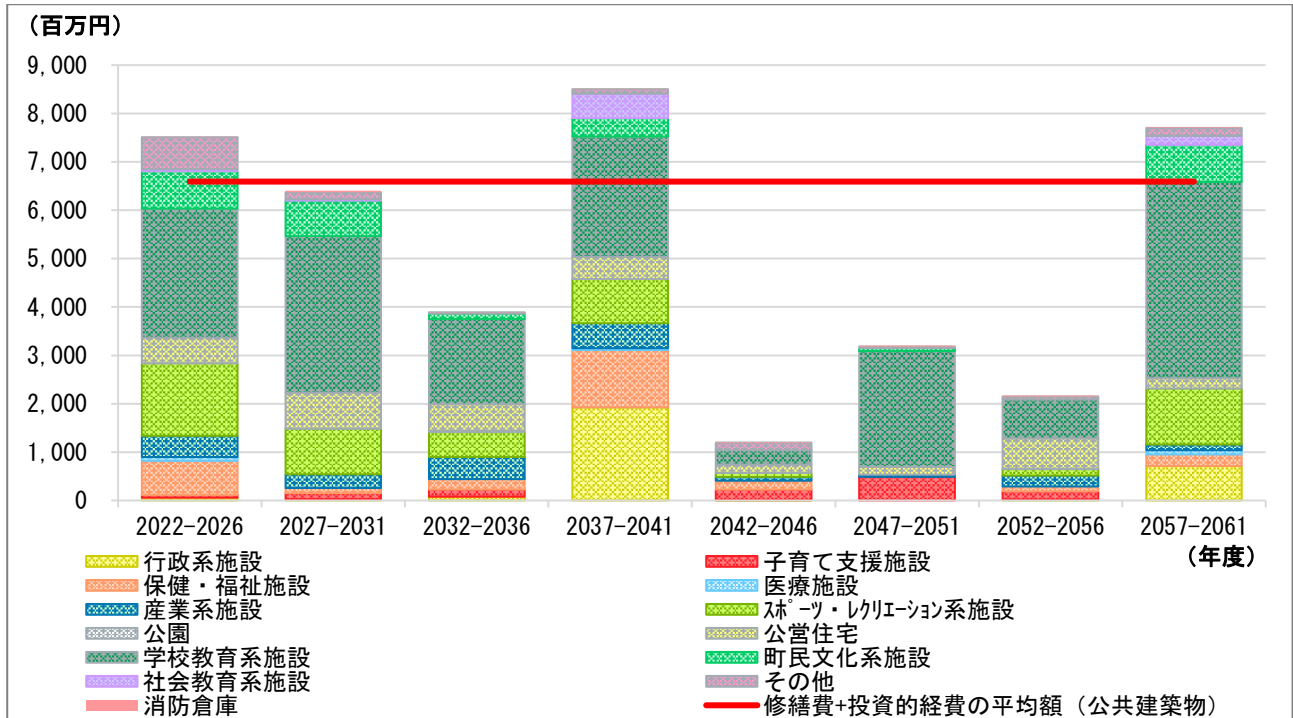
試算の結果、計画期間40年で118,972百万円、年間2,974百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。過去5年平均の修繕費と投資的経費の合計2,396百万円（=60百万円+2,335百万円）と比較すると年平均578百万円のギャップが生じることとなります。

仮に単純更新の試算通りに公共施設等の更新を行うとすると、不足分の財源を捻出する必要があります。一定の期間であれば基金の取り崩し等によって、更新費用を充填することはできますが、持続的な更新は現実的ではありません。

そのため、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、維持管理や更新、長寿命化や統合・廃止等の方針を改めて見直したうえで新たな計画を作成し、その計画に則した事業の実施を行う必要があります。

《参考①-公共建築物を単純更新する場合の試算》

(図表4-2 公共建築物の単純更新費用(5ヶ年度表示))



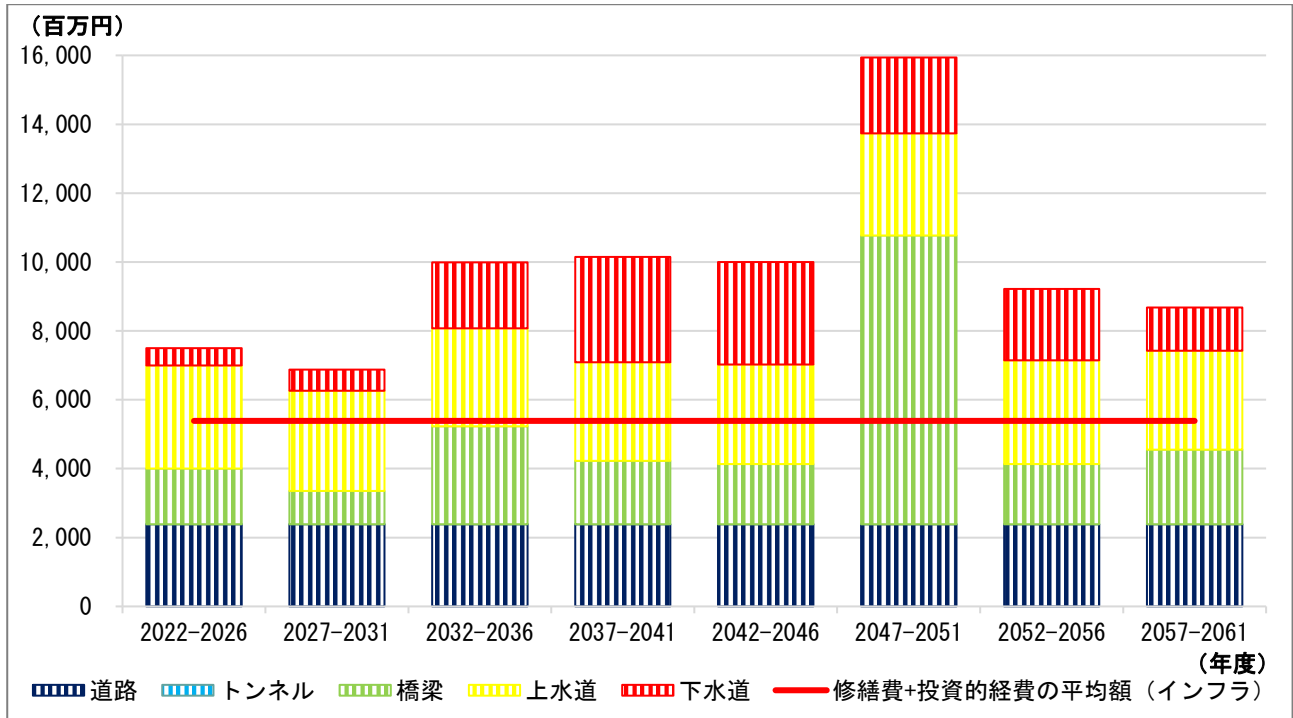
公共建築物を単純更新する場合は、計画期間40年で40,619百万円、年間1,015百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別に見ると、学校教育系施設が計画期間40年で17,707百万円と更新費用に占める割合が最も高くなっています。

学校教育系施設は児童・生徒が日常的に利用する施設であるため、安心・安全な状態を保つように努めます。

《参考②-インフラ施設を単純更新する場合の試算》

(図表4-3 インフラ施設の単純更新費用(5ヶ年度表示))



インフラ施設を単純更新する場合は、計画期間40年で78,353百万円、年間1,959百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別に見ると、上水道施設が計画期間40年で23,334百万円、次いで下水道施設が計画期間40年で14,595百万円と更新費用に占める割合が高くなっています。

V 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

本町の公共施設等は、今後、大規模改修・建替えに係る費用の増加が見込まれており、今後40年間で要する更新費用を試算すると、総額118,972百万円、年平均2,974百万円となりました。特に、多くの公共施設が1970年代から1990年代に建設されていることから、2030（平成42）年頃から建替えによる費用の増加が見込まれています。また、本町では、今後、人口減少・少子高齢化が継続すると予想されており、町税収入をはじめとする本町の歳入の大幅な伸びは期待できない一方で、扶助費等の社会保障費は増加する傾向にあります。このように、財政状況が厳しさを増す中、住民のニーズに対応したまちづくりを目指し、総合計画との整合性を確保しながら、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進しながら公共施設等の長寿命化を図ることが求められます。

2. 公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）点検・診断の方針

各施設の利用状況や自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なるため、日常の適切な維持管理により、施設の劣化及び機能低下を防ぐとともに、各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断を行います。

（2）維持管理・更新方針

財政運営に支障が生じることから、大規模な改修や更新を回避するため、施設の特性を考慮し、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に維持管理を行うことで、施設の機能の維持・回復を図る予防型維持管理の導入を推進します。降雨、地震等の災害や人的な事故等突発的に発生する事案においては、巡視や被災後の点検等により、状態を把握し、適切に機能回復を行うこととします。

施設を更新する際には、既存の周辺の施設との複合化や小規模化（減床）、及び設備等の省エネ等を十分に検討し、イニシャルコスト、ライフサイクルコスト及びランニングコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。

（3）安全確保

危険性が認められた施設については、評価内容に沿って安全確保の改修を実施します。ただし、総合的な判断により改修をせず、供用廃止を検討する場合があります。高度な危険性が認められた施設については、立入禁止等により、安全確保に努めます。

(4) 耐震化

施設の多くは、災害時の避難場所にしており、また庁舎（一部施設）では被害情報や災害対策の指示を行う等、重要な拠点としています。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、今後も優先順位を設定し、計画的に耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の考え方

施設の劣化等に対して、従来のように改築していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。

「点検・診断等の実施方針」のとおり、早期に状態を把握し、予防保全型維持管理の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、トータルコストの縮減を図ります。

今後、長寿命化の実施が適当と判断される施設については、予防的な工事を行いながら耐用年数の引き延ばしの実現を目指すこととし、財政負担の抑制と平準化を図ります。

(6) 統合・廃止の考え方

利用状況等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元との調整を十分整えたうえで、廃止・撤去を進めます。会議室・集会室等重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、改築に際しては、施設の集約化による機能を検討します。

住民ニーズ・社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途変更をすることにより、既存施設の改築・更新費用の抑制を図ります。また、有償での売り払いや貸し付けを行う等、財源確保の手段として有効に活用していきます。

上記の点を踏まえ、可能な限り、施設の新規整備は抑制します。

(7) 数値目標

具体的な数値目標は検討中であり、早急に決定することが出来るように努めます。

人口の減少に応じた施設の延床面積の縮小やトータルコストの削減を行うために、施設の老朽化度合や利用度合を継続的に調査し、統合・廃止等の手法及び対象施設の洗い出しを行う等の現状把握を行います。

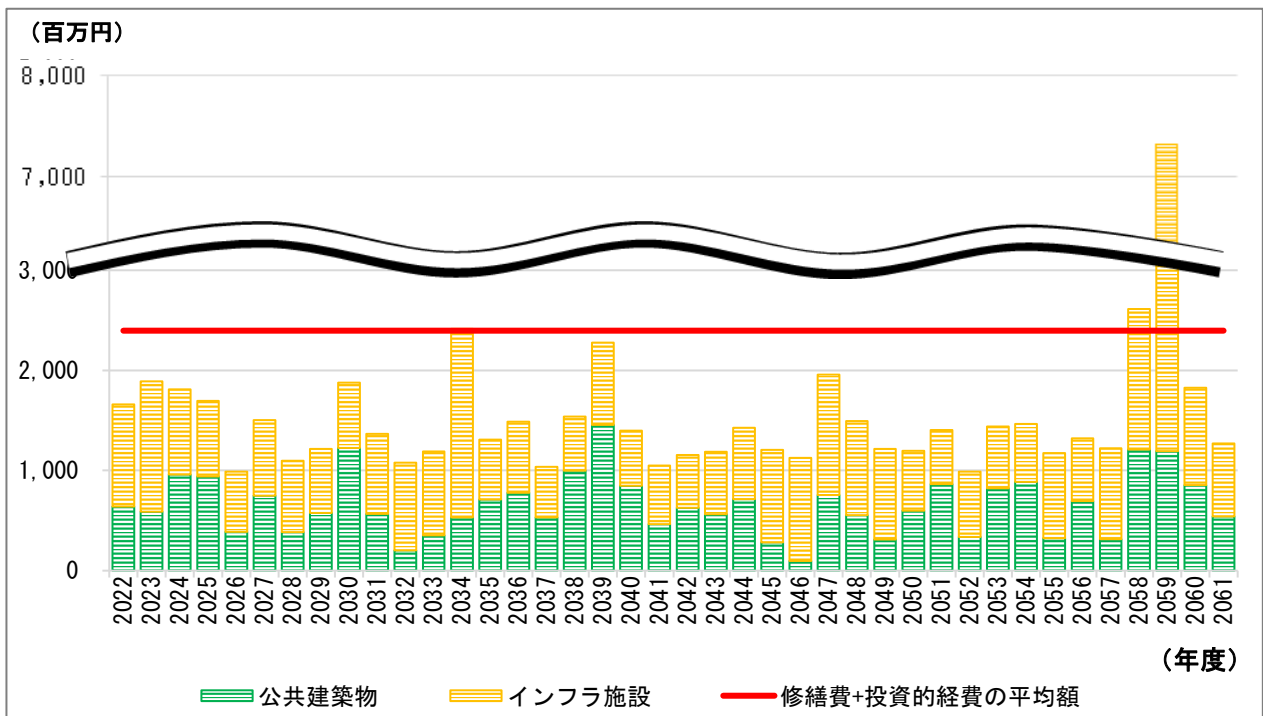
3. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し

公共建築物及びインフラ施設について、V 2で示した公共施設の基本的な方針および各施設分類での個別施設計画で示した施設管理の基本的な方針（VI参照）、下記の試算条件を踏まえて長寿命化更新する場合の見込みを試算しました。

■ 試算条件

対象施設		単純更新	長寿命化更新 (計画後の基本的な方針を踏まえて更新する場合)
公共建築物	下記以外	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画で作成した 2021-2060 年の試算、試算条件をもとに作成 更新周期は 40 年 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画で作成した 2021-2060 年の試算、試算条件をもとに作成 更新周期は長寿命化する施設は 80 年、改築する施設は 40 年
	学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の長寿命化計画で作成した 2021-2060 年の試算、試算条件をもとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の長寿命化計画で作成した 2021-2060 年の試算、試算条件をもとに作成
	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画で作成したライフサイクルコストの計算結果をもとに、各年ごとの修繕費、除却費、再建築費を算出し作成 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画で作成したライフサイクルコストの計算結果をもとに、各年ごとの修繕費、除却費、再建築費、長寿命化改善費を算出し作成
	消防倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画個別計画_公共施設消防施設編の試算条件をもとに 2045-2061 年分の試算を追加算出し作成 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画と同様の試算条件で作成。(長寿命化の更新周期 80 年、大規模改造は行う)
インフラ施設	道路	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトを使用 更新周期はデフォルト値の 15 年を使用 更新単価はデフォルト値の 4,700 円/㎡を使用 林道のみ過去 5 年の投資的経費の平均額を計画期間中に計上 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトを使用 更新周期は一般的な供用寿命の最大値とされている 20 年を使用 更新単価はデフォルト値の 4,700 円/㎡を使用 林道のみ過去 5 年の投資的経費の平均額を計画期間中に計上
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画（トンネル）の試算をもとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画（トンネル）の試算をもとに作成
	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画（橋梁）の試算、試算条件をもとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画（橋梁）の試算、試算条件をもとに作成
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトを使用 更新周期は総合管理計画初版と同様の 40 年 更新単価はデフォルト値を使用 供給処理施設の更新費の考え方は総合管理計画と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業経営戦略の試算、試算条件をもとに作成 修繕費は年間 0.5% ずつ上昇、建設改良費は据え置きで推移 供給処理施設の更新費の考え方は総合管理計画と同様
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトを使用 更新周期は総合管理計画初版と同様の 40 年 更新単価はデフォルト値を使用 供給処理施設の更新費の考え方は総合管理計画と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費は 2016～2020 年の平均値を 2021 年の値とし、2022 年以降は 2021 年の値を年間 0.5% ずつ上昇 建設改良費は経営戦略の数値を入れ、2022 年以降は 2021 年と同じ数値で推移 供給処理施設の更新費の考え方は総合管理計画と同様

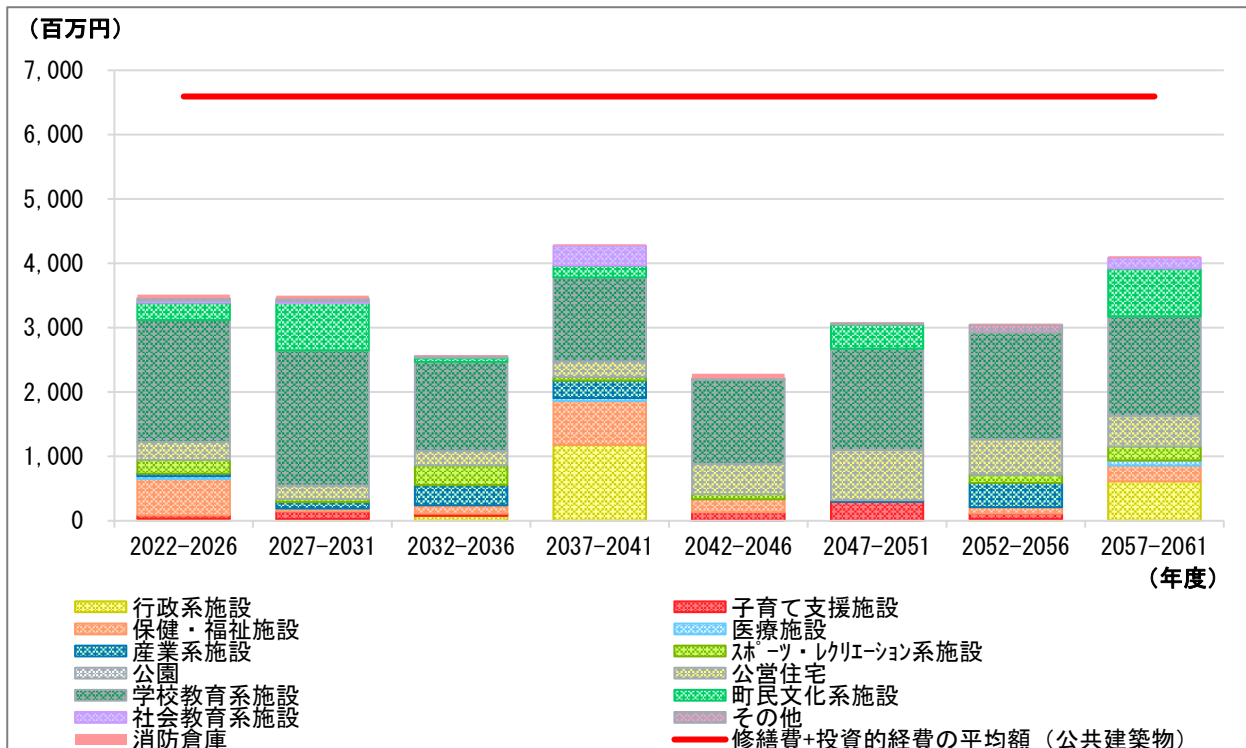
(図表4-4 公共施設等(公共建築物+インフラ施設)の長寿命化更新費用)



長寿命化の考えを取り入れて試算を行った結果、計画期間40年で63,882百万円、年間1,597百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。計画前の単純更新費用の試算結果と比較して、計画期間で55,090百万円の縮減、年間1,377百万円の縮減が可能となります。

《参考①-公共建築物を長寿命化更新（計画後の基本的な方針を踏まえて更新）する場合の試算》

（図表4—5 公共建築物の長寿命化更新費用（5ヶ年度表示））

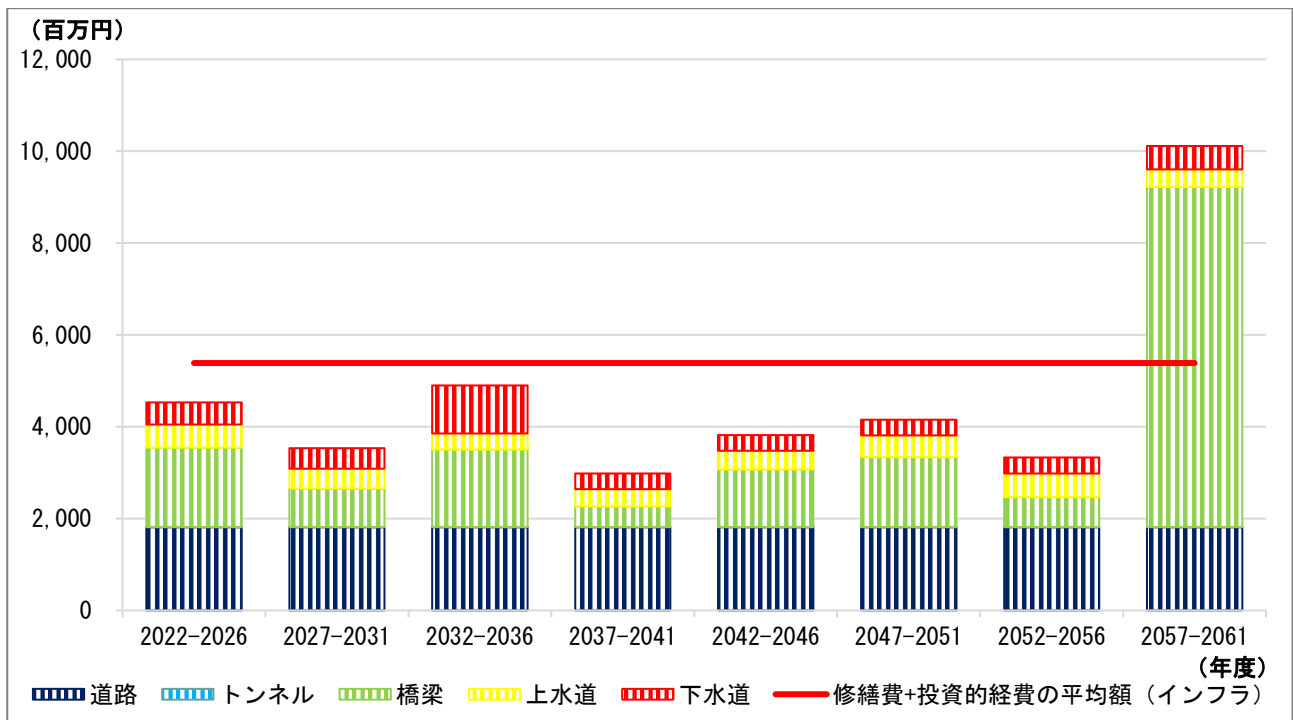


公共建築物を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、計画期間40年で26,420百万円、年間661百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、計画期間40年で14,199百万円、年間355百万円の削減となります。

施設類型別に見ると、学校教育系施設が計画期間40年で12,756百万円となり、4,951百万円の削減となります。

《参考②-インフラ施設を長寿命化更新（計画後の基本的な方針を踏まえて更新）する場合の試算》

(図表4-6 インフラ施設の長寿命化更新費用（5ヶ年度表示）)



インフラ施設を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、計画期間40年で37,461百万円、年間937百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、計画期間40年で40,892百万円、年間1,022百万円の削減となります。

施設類型別に見ると、上水道施設が計画期間40年で3,441百万円、下水道施設が計画期間40年で3,845百万円となり、それぞれ計画期間中に19,883百万円、10,750百万円の削減となります。上水道及び下水道は、経営戦略をもとに試算方法の見直しを行った影響で多額の削減効果が出ています。

4. 財源の考え方

計画後の基本的な方針を踏まえて更新した場合の更新費用の見通しは、P.28より計画期間40年間で63,882百万円（年平均1,597百万円）となり、このうち普通会計では56,596百万円（年平均1,415百万円）、水道事業と下水道事業からなる公営事業会計では7,286百万円（年平均182百万円）となりました。この更新費用の見通しと、決算統計をもとにした過去5年分の財源割合から、充当可能な財源の見込みを算出しました。

（1）普通会計の財源の見込み

過去5年の普通会計の財源割合の実績は、図表5-4の「割合」のとおりです。この割合に基づくと年間の更新費用1,415百万円に対して、年平均で国庫支出金345百万円、都道府県支出金61百万円、地方債529百万円、その他の特定財源115百万円、一般財源364百万円の財源が必要となります。

実際には年度によって更新費用の見込みにはバラつきがあるため、公共施設基金、国民宿舎基金、町営住宅基金等の利用による財政負担の平準化や、補助事業の充当率及び交付税措置率を意識しながら有効活用し、財政負担の軽減ができるように努めます。

（図表5-4 過去5年の普通会計の財源割合）

（単位：百万円）

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	年平均	割合
国庫支出金	356	492	746	325	277	439	24.4%
都道府県支出金	94	53	59	124	61	78	4.3%
分担金・負担金・寄付金	0	0	1	3	0	1	0.0%
地方債	191	430	734	725	1,290	674	37.4%
その他の特定財源	38	145	312	134	105	147	8.1%
一般財源	542	515	507	313	444	464	25.7%
合計	1,221	1,635	2,359	1,624	2,176	1,803	100.0%

（資料：決算統計）

(2) 公営事業会計の財源の見込み

過去5年の公営事業会計の財源割合の実績は、図表5-5の「割合」のとおりです。この割合に基づくと年間の更新費用182百万円に対して、年平均で企業債92百万円、国庫補助金34百万円、都道府県補助金1百万円、一般財源（工事負担金）14百万円、一般財源（その他）41百万円の財源が必要となります。

普通会計と同様に、実際には年度によって更新費用の見込みにはバラつきがあるため、下水道基金等の利用による財政負担の平準化や、補助事業の有効活用による財政負担の軽減に努めます。

(図表5-5 過去5年の公営事業会計の財源割合)

(単位：百万円)

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	年平均	割合
企業債	229	284	185	149	122	194	50.7%
国庫補助金	119	83	53	43	56	71	18.5%
都道府県補助金	6	3	2	1	2	3	0.8%
他会計繰入金	0	0	0	0	1	0	0.0%
一般財源(工事負担金)	35	11	19	33	48	29	7.7%
一般財源(その他)	89	88	90	97	61	85	22.3%
合計	478	469	349	323	290	382	100.0%

(資料：決算統計)

5. ユニバーサルデザイン化に係る方針

高齢者や障がいのある人が様々な制限にとらわれることなく、自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりを進めていくため、本町は、道路・公園・建築物をはじめ、トイレや駐輪場などの施設のバリアフリー化を推進するとともに、新設、改修する際には、移動しやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。

6. その他の公共施設等に係る取組

(1) 過去に行った対策の実績

既存の施設の有効活用を行うために、2015（平成27）年に休館としていたうめ21研究センターの研究施設の貸し出しや梅畑の売却を行いました。

また、2019（令和元）年には旧清川中学校体育館の一部を改修（器具庫を会議室に改装するなど）し、梅の里ボルダリング施設として利用価値を高めました。

(2) 未利用資産の活用

本町では未利用資産の活用、売却に取り組んでいます。

町営住宅の跡地の条件付き販売についても検討しており、引き続き町の資産の有効活用を進めます。

(3) 広域的な検討

ごみ焼却施設が老朽化していたため、2014（平成26）年から一部のごみ焼却をすさみ町に委託し、その後2018（平成30）年度からは田辺市に委託しています。委託後は、資源ごみの選別作業場として利用しています。

(4) 現時点で決まっている具体的対策

施設の老朽化対策と津波対策として、2022（令和4）年4月より、町立の南部保育園及び南部幼稚園と民間の保育園を統合し、1つのこども園として高台へ新築移転します。

また、既存の施設の有効活用のために、旧清川中学校校舎を地域のスポーツクラブの拠点として利用します。改修を行い、合宿が可能な宿泊施設としての活用を予定しています。

（５）地方公会計（固定資産台帳）の活用

本町では、2015（平成 27）年当初より、統一的な基準に沿った地方公会計の財務諸類を、毎年度継続して作成しています。このため、所管部門を横断的に公有財産を管理する固定資産台帳の更新、精緻化に努めています。

本計画においても、保有・所有施設の把握や施設老朽化度合の認識にあたっては、固定資産台帳を活用しました。

VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設全般について、災害時の避難所等に指定しているものや、復旧・復興において重要な拠点となるようなインフラ施設については、重要度を勘案し耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに、必要に応じて、個別施設計画等を策定します。

町営住宅や道路、橋梁等については、個別施設計画等に従い維持管理、修繕、更新、取り壊しを行います。

個別施設計画等で定められた各施設の基本的な方針の概要は以下のとおりです。

1. 公共建築物の基本的な方針

(1) 学校教育系施設、子育て支援施設

子どもたちが安心して安全に過ごせることを第一に、将来を見据えた環境整備を推進します。特に、学校等の義務教育施設では、そのほとんどが避難所等に指定されています。既に全棟耐震化を完了していますが、必要に応じて、少子化等の社会的情勢を勘案した施設全体のあり方を含めて、各計画に定めることとします。

町立中学校の統合については、本格的な少子高齢化社会の到来で減少している児童生徒数の推移を見ながら、教育内容や教育環境の向上、通学状況等を考慮し、中長期的な対応として進めていきます。

(2) 公営住宅、保健・福祉施設

公営住宅は、現在10団地204戸あります。「みなべ町公営住宅等長寿命化計画（2021（令和3）年2月改訂）」により、団地カルテ等により状態を把握・整理し、定期点検や修繕・改善等による維持管理の推進を図っています。従来の対処療法型の維持管理から、定期点検の結果を踏まえ適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施することで、長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に繋がります。

(3) 行政系施設

各施設の改修や更新においては、優先順位をつけて計画的に実施するとともに、機能の集約化、既存施設の利活用や複合施設化を検討します。効果的な施設の再配置を実施することで、総延床面積を圧縮し、更新費用の削減に努めます。

(4) 町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設

比較的規模が大きく、住民が集う場であるため、安全性の確保や施設の効率的な維持・更新の観点に加え、災害時の避難拠点としての役割も踏まえ、更新の方向性を検討します。

(5) 医療施設

町立の診療所1箇所を整備・運営しています。地域医療の拠点として必要な機能を確保しつつ、計画的な維持補修に努めます。

(6) 社会教育系施設、産業系施設、公園、その他

地域振興やコミュニティの活性化にとって重要な施設であり、老朽化施設の改修、新規施設の整備に当たっては、優先順位をつけ、管理コスト縮減・長寿命化を考慮します。また、生涯学習の促進、住民同士の交流の拠点となるため、住民の多様なニーズに応じ機能の充実に努めます。

(7) 消防倉庫

適時劣化状況の把握に努め、施設の保全を図り使用可能年数を延ばしていくことを基本とし、計画的な管理に努めます。

建替えが必要と判断された場合には、より消防力が発揮できるよう立地場所を含めた総合的な検討を行うものとします。

2. インフラ施設の基本的な方針

(1) 道路

安全と快適さを保持するために、計画的に維持補修を進めていきます。定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価した上で、その結果に基づき、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期の更新・修繕計画を策定します。また点検で収集したデータについては蓄積し管理します。

また、林道は本計画における更新費用算定の対象外としていますが、老朽化は進行しており、将来にわたって維持管理費用が増加することが見込まれます。限られた予算の中で林道の維持管理を実行するために、日常的な見回りや地域住民からの情報提供をもとに現状を把握し、異常や危険な箇所を発見した場合には、適時適切な措置を行います。

(2) トンネル

変状の進行が個々のトンネルによって大きく異なるという特徴を考慮し、定期点検等において変状の有無やその程度及び進行を確認します。定期点検等で判明した変状は、その後の調査で原因を明らかにすることで、構造物としての安定性等を把握するとともに、変状が進行して通行に支障が生じる前の適切な時期に所要の対策を講じます。

また、得られた点検結果等は点検記録様式に記録して保存し、今後の点検や措置の資料として活用します。

(3) 橋梁

「みなべ町個別施設計画（橋梁）（2020（令和2）年）」に基づき、これまでの事後保全的な対策から、計画的かつ予防的な対策への転換を図り、メンテナンス費用を平準化し、橋梁の寿命を延命することでコストの縮減を図ります。点検や補修対策を着実にを行うとともに、その結果を反映させて計画の見直しや更新を継続的にを行います。

(4) 上水道

本町では、2020（令和2）年4月に上水道事業と簡易水道事業の経営統合を行いました。新たな体制の方針として水道施設の改善及び水道経営の目標を掲げた「みなべ町水道事業経営戦略（2020（令和2）年）」を策定し、同戦略に基づいた施設の整備を行います。

供用開始から相当年数が経過しているため、2018（平成30）年時点で法定耐用年数を経過している管は全体の約3割と老朽化が進みつつあります。今後も耐用年数を超える管が増加することから、重要度や緊急度などを考慮しながら計画的な更新を行うことが必要となります。

下水道工事に伴い水道管の更新工事を実施していることから、水道管の更新は比較的進んでいますが、公道下に埋設しておらず維持管理の問題から布設替えが必要な区間も存在するため、引き続き計画的に推進します。

(5) 下水道

公共用水域の保全と生活環境改善のため、計画的に整備を推進します。既存施設については、定期的な点検による状況把握をもとに、優先度を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を行い、長寿命化を図ります。農業集落排水施設の一部については、将来の維持経費節減が期待できることから、公共下水道の処理施設との統合を進めていきます。

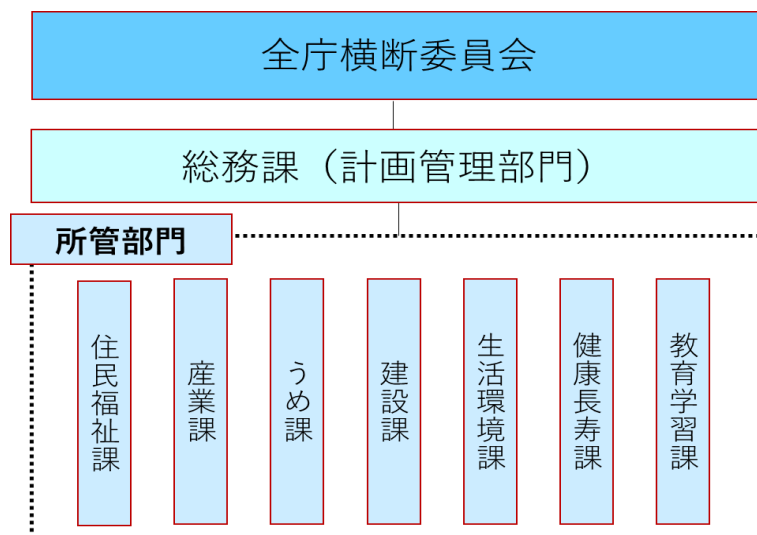
VII 今後の推進に関する基本方針

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

職員ひとりひとりの意識改革が必要であり、公共施設等に関する現状を全職員が把握するとともに、経済的かつ効率的な運営やコスト意識の高揚等に努めます。また、上位計画である「みなべ町長期総合計画」を勘案し、公共施設等の現状や課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとしたうえで、維持、保全等の管理を実施します。

具体的には、各所管課による縦割りを乗り越えて、総合的な視点で計画を推進する体制として全庁横断的に情報共有を可能とする委員会（プロジェクトチーム）を設置し、総務課を計画管理部門とします。委員会（プロジェクトチーム）を活用し、さらに長期総合計画や財政計画、総合戦略との整合を図り、予算編成段階から関係部署で連携を図ります。

（図表 7-1 全庁的な取組体制の構築イメージ）

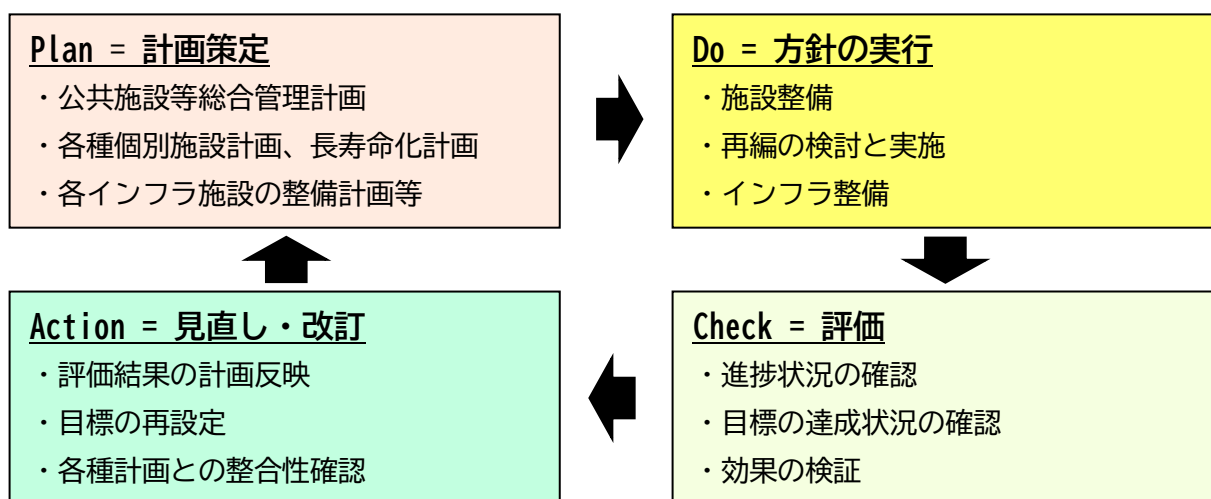


2. P D C Aサイクルの推進方針

公共建築物とインフラ施設の全庁的な情報の管理と共有については、前述の委員会において実施します。

加えて、P D C Aサイクルの推進にあたっては、計画管理部門である総務課が中心となり、委員会での進捗状況の共有や検証を行います。

(図表 7 - 2 P D C Aサイクルの推進イメージ)



また、インフラ施設の整備計画は、計画ごとに改訂時期が異なります。加えて、社会情勢の変化等に応じて、改訂時期を前倒しして見直すことも考えられます。そのため、不断の見直しにより、本計画の充実に努めます。

みなべ町公共施設等総合管理計画

みなべ町役場総務課

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

TEL : 0739-72-2015